

速報 ニュース

えん罪布川事件 本日水戸地裁土浦支部で 『再審開始決定』が出ました！

一審でこれを確定させるためにご支援を

2005年9月21日

水戸地方土浦支部は、本日布川事件の第2次再審請求事件で、請求人桜井昌司さん杉山卓男さんの裁判のやり直しを命じる「再審開始決定」を出しました。

38年の無実の叫びに裁判所が初めて耳を傾け、真実に目を向けてくれました。

守る会では、国民救援会中央本部、再審えん罪全国連絡会との連名で、別紙のとおり「声明」を発表しました。私たちは、この決定を確定させるために、検察庁に対して『即時抗告するな！速やかに再審裁判に応じよ！』との要請運動を行います。即時抗告の期限は9月26日です。それまでに、次のうち可能なご協力をお願いします。

1 検察庁への要請署名

団体署名、個人署名を緊急に集めて、水戸地検要請に集まった分を連日届ける
(時間がかかるところは、集まった分をファックスで事務局に送ってもらうか
下記要請先宛に直接ファックスしていただければ幸いです)

記

[要請先] 〒310-8540 水戸市北見町1番1号 水戸地方検察庁
山本修三検事正 宛
電話 029-227-9842 Fax 029-221-2277

2 座り込み・宣伝・検察庁要請行動

- ① 9月22日(木) 10時～18時 水戸駅座り込み／宣伝行動
※15時から、代表による水戸地検要請(第2弾)
- ② 9月23日(祝) 10時～18時 水戸駅座り込み／宣伝行動
- ③ 9月26日(月) 10時～18時 水戸駅座り込み／宣伝行動
※15時から、代表による水戸地検要請(第3弾)

座り込みは、水戸駅北口のペDESTリアンデッキ上で行っていますので、可能な時間だけでも結構ですから、ご参加・激励をお願いします。

(本日、この速報ニュースを、友好団体・協力団体にファックス送信しました。)

2005. 9. 21

裁判のやり直し決定出る!!

布川事件の2人は無実!!

▼本日、水戸地裁土浦支部は、38年前の強盗殺人事件『布川事件』の裁判をやり直す再審開始の決定を下しました。裁判所は弁護団が再審申立の理由とした新しい証拠、そして検察庁から新たに提出された証拠に基づき、桜井さんと杉山さんを有罪とした判決は間違っていたとして、決定を下したものです。▼ これまでの審理の中で、検察庁は103点の証拠を開示しました。それらの中には桜井さん杉山さんを犯人と疑わせるものは一つもなく、そればかりか検察庁と警察は、38年間重要な証拠・証人を隠していました。▼ 現場で発見された髪の毛8本を桜井さん・杉山さんの髪の毛と比較した「鑑定書」が隠されていたこともわかりました。被害者の親しい友人の証言から（これも37年間隠されていました）、被害者は親しい人さえ自宅に入れなかったことが分かり、この髪の毛が真犯人のものであった可能性が高くなっています。▼ また、被害者宅前で目撃された人物について「桜井さんでも杉山さんでもないKさんだった」と証言するOさんがいたこともわかりました。このOさんの証言調書には「被害者宅を通過して、訪ねた家に行き、主の帰宅を待っていて、フッとテレビを見たら7時30分、ニュース解説と出た」と書かれていました。▼ 警察・検察の強要によって作られた「自白調書」では、桜井さん杉山さんはその日東京方面から利根町に帰って事件を犯したとしていますが、「自白」では、Oさんが被害者宅を通過した時間（どんなに遅くても7時23分ごろ）には、利根川の栄橋で被害者宅へ行く相談をしていたことになるのです。このOさんの証言を明らかにすると、桜井さん杉山さんを犯人とするストーリーは根底から覆ってしまうのです。私たちは、この検察の証拠隠しを断じて許しません。

検察庁は決定にしたがい 速やかに再審裁判に応じよ

▼今度の決定は、「裁判をやり直して欲しい」というたくさんの方から寄せられた署名やハガキなどのお力添えがあったものです。皆さんのご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。▼ 私たちは、38年前たくさん証拠を隠した検察、警察の行為は許されるものではなく、いまだにたくさん証拠を隠している検察が、この決定に逆らって東京高裁に異議を申立て、さらに桜井さん杉山さんを苦しめることは絶対にゆるしません。すみやかに再審裁判に応じるよう強く求めていきます。みなさんもぜひ布川事件の今後を見守ってください。

<連絡先>

布川事件桜井さん杉山さんを守る会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター5F 国民救援会東京都本部内

TEL 03-5842-6464 FAX 03-5842-6466

布川事件桜井さん杉山さんを守る茨城の会

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル

水戸翔合同法律事務所内

TEL 029-231-4555 FAX 029-232-0532



「布川事件」再審開始に関する弁護団声明

本日、水戸地方裁判所土浦支部刑事部は再審請求人桜井昌司氏、同杉山卓男氏に係る再審請求事件、いわゆる「布川事件」について、再審を開始する旨の決定を下した。

これは、裁判所が白紙の立場で確定判決を直視し、その誤りを率直に認めたものであって、高く評価することができる。同決定は、犯行と請求人らを結びつける物証は皆無で、犯行に近接した時間帯に請求人兩名を布川付近で見たとのあいまいな目撃証言の他には、矛盾・変遷に満ちた請求人らの自白のみしか存在しないという、本件の脆弱な証拠構造を正しく分析し、科学的に裏付けられた多数の新証拠とともに総合評価した上で、確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じたことを明確に指摘した。弁護団は、この決定が、今後の再審の流れの中で極めて重要なものであり、今なお、ねばり強く続けられている多くの再審事件の関係者に大きな勇気を与えるものであると確信している。

また、今回の再審請求審においては、相当数の未提出証拠が37年ぶりに開示され、開始決定の有力な証拠とされた。真相を究明し無辜の救済を図るためには、証拠開示が決定的に重要であることが明らかになったと言える。

一方で、この決定を得るまでに、請求人兩名が自己の無実を晴らすべく、長い歳月にわたって筆舌に尽くしがたい努力を続けてきたことを我々は忘れてはならない。我々は、この事件から、国家権力を行使する立場にある者の予断と偏見が恐ろしい結果を招くことを学び、このような冤罪が2度と繰り返されないよう、捜査当局及び裁判所に強く要望する。なお、公益の代表者たる検察官は、即時抗告を断念し、本日の決定を尊重し、すみやかに本件を再審公判手続に移行するよう決断されることを強く訴える。

最後に、弁護団は、請求人兩名が完全無罪判決を勝ち取るまで、今後も全力をあげて弁護を続けることをここに表明する。

声 明

本日、水戸地方裁判所土浦支部は、えん罪「布川事件」について再審開始決定を下した。私たちは、逮捕以来38年にわたって無実を叫び続けてきた桜井昌司さん、杉山卓男さんの願いに裁判所が初めて応えてくれたものとして、この決定を心から歓迎するものである。同時に、確定判決の誤りを厳しく断罪した裁判官の良心に深く敬意を表するとともに、失いかけた司法に対する国民の信頼を回復させるものとして高く評価したい。

布川事件は、もともと犯人とされたふたりと結びつく物的証拠が何ひとつない中で、ふたりの「自白」と、あいまいな目撃証言のみで有罪とされた典型的なえん罪事件である。その「自白」も、別件逮捕に始まり、アリバイの否定、死刑の脅しなど、代用監獄における警察の誘導、偽計、強迫によって作られたものであり、矛盾と変遷に満ちたものであった。しかし、確定審は「犯人でなければ自白しない」という予断と「指紋がないからといって犯人でないとは言えない」などという奇妙な理屈で無期懲役刑を課し、ふたりは29年もの獄中生活を強いられたのである。

今回の第2次再審請求の審理の中では、こうした「自白」や「目撃証言」の矛盾が、新証拠や事実調べにより一層明らかになった。とりわけ、殺害方法や虚偽工作とされたガラス戸の破損など事件の核心部分において、「自白」と物的証拠や科学的実験結果が決定的に相違するなど、その任意性、信用性はことごとく覆された。

また、検察庁は「死体検案書」や「毛髪鑑定書」、真犯人につながるかも知れない目撃証言などの重要な証拠をこの37年間隠し続けてきた。これらの証拠が一審から開示されていれば誤判はあり得なかったであろう。その証拠隠しだけでも裁判のやり直しに値するものであった。「布川事件」は、「えん罪」というよりも、こうした警察・検察の不正義とこれに欺かれた裁判所によって生み出された「捏罪」事件なのである。

従って、検察庁は、本事件における警察・検察側の対応を厳しく反省し、裁判所の決定に従って速やかに再審に応じることを強く求める。道理のない即時抗告などは自ら非に非を重ねるものであって、到底許されない。

私たち「守る会」は、これまで15回に及ぶ全国現地調査をはじめ無数の学習会を行って事件の真実を学び、ふたりの無実を確信して「無実の者を無罪に」する支援活動を続けてきた。第2次再審請求後は、毎月欠かさず裁判所要請をし、全国から10万名を超える署名や要請はがきを提出し、全国各地で支援コンサートや講演会、演劇、映画、美術展、絵手紙展など様々な活動を通じてふたりの再審開始決定を求めてきた。

今回の裁判所の決定は、当事者と弁護団、そして全国の支援運動がひとつになり、長い年月をかけてたたかい続け、勝ち取った成果である。しかし、ふたりにとっては奪われた人権を回復するための第一歩を踏み出したにすぎず、再審により早急に完全無罪の判決を勝ち取らなければならない。

私たちは、その日まで引き続き全力をあげてふたりの支援活動を続けていくものである。

2005年9月21日

日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会
布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

要 請 書

水戸地方検察庁 検事正 山 本 修 三 殿

9月21日、水戸地方裁判所土浦支部は、えん罪「布川事件」の第2次再審請求について『再審開始決定』を下した。私たちは、逮捕以来38年にわたって無実を叫び続けてきた桜井昌司さん、杉山卓男さんの願いに裁判所が初めて応えてくれたものとして、この決定を心から歓迎し、同時に、確定判決の誤りを厳しく断罪した裁判官の良心に深く敬意を表するとともに、司法に対する国民の信頼を回復させるものとして高く評価するものである。

布川事件は、もともと犯人とされたふたりと結びつく物的証拠が何ひとつない中で、ふたりの「自白」と、あいまいな目撃証言のみで有罪とされた典型的なえん罪事件である。その「自白」も、別件逮捕に始まり、アリバイの否定、死刑の脅しなど、代用監獄における警察の誘導、偽計、強迫によって作られたものであり、矛盾と変遷に満ちたものであった。

今回の第2次再審請求の審理の中では、こうした「自白」や「目撃証言」の矛盾が、新証拠や事実調べにより一層明らかになった。とりわけ、殺害方法や虚偽工作とされたガラス戸の破損など事件の核心部分において、「自白」と物的証拠や科学的実験結果が決定的に相違するなど、その任意性、信用性はことごとく覆された。

また、検察庁が「死体検案書」や「毛髪鑑定書」、真犯人につながるかも知れない目撃証言などの重要な証拠をこの37年間も掲出しなかったことは、「証拠隠し」との批判を免れない。これらの証拠が一審から開示されていれば誤判はあり得なかったであろう。その証拠隠しだけでも裁判のやり直しに値するものであり、「布川事件」は、「えん罪」というよりも、こうした警察・検察の不正義と、これに歪められた裁判所の判断によって生み出された「捏罪」事件ともいえるものである。

従って、検察庁は本事件における警察・検察側の対応を厳しく反省し、今決定に対して、即時抗告をすることなく、裁判所の決定に従って速やかに再審に応じることを強く要請するものである。

2005年9月 日

氏 名

住 名 所
